赤い羽根いのちをつなぐ支援活動　助成要項

社会福祉法人和歌山県共同募金会

１．趣旨

　　和歌山県共同募金会は、令和３年度赤い羽根新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン実施要項に基づき行う助成事業について、次のとおり公募します。

２．実施主体　社会福祉法人和歌山県共同募金会

3．助成対象団体

　　和歌山県内に所在する社会福祉協議会、特定非営利活動法人、社会福祉を目的としたボランティア団体及び公益を目的とした団体で、令和３年４月１日現在で１年以上の団体の活動実績を有する団体とします。

　　ただし、活動実績が１年に満たない団体で所在地の社会福祉協議会と協議が整った場合には、助成対象団体とみなします。

　　なお、令和3年度共同募金助成申請を行った団体は助成対象外とします。

4．助成対象事業

　　新型コロナ感染下における次に掲げる生活課題を解決するための活動で、令和３年４月１日から令和４年

　３月３１日までの間に行われた活動に対し助成を行います。

　　 （1）相談、啓発活動

　　　　・自殺防止、コロナによる誹謗中傷や偏見等の相談及び啓発活動等

　　 （2）食事や孤立防止等の生活支援活動

　　　　・こども食堂、フードバンク活動等の食支援、居場所づくりの活動等

5．助成対象経費

　　助成対象事業の実施期間に支払われたものを対象とします。

　　 （1）相談、啓発活動のための広報費、活動費（ボランティアへの旅費を含む）、研修会費等

　　 （2）食事や孤立防止等の生活支援活動のための弁当代又は食材購入費、支援活動を行うための資機材・

　　　　　調理器具購入費等

　　※助成対象外とする経費

　　・人件費、事務的な備品(パソコン、プリンター、デジカメ、タブレット、携帯等)、保険代、電話代、

　　　インターネット回線使用料、会員費、家賃、駐車場代、水道光熱費、ガソリン代、リース代、レンタ

　　　ル代、懇親会(慰労会)に関する経費、領収書で支出を証明できない経費、助成事業と直接関係しない

　　　経費、その他本会が相応しくないと判断した経費

6．助成率及び申請限度額

　　活動に対する助成率は１００％とし、助成金申請額は１件あたり３０万円程度とします。

　　ただし、県下全域を対象に行う相談、啓発活動に取り組む団体の助成金申請額は１件あたり100万円程度とします。

　　※助成金決定額は助成金申請額の金額を変更して決定する場合があります。

7．応募方法

　(1) 応募期間　令和３年10月１日(金)～10月29日(金)まで　（郵送の場合は当日消印有効）

　(2) 提出書類

　ｱ）赤い羽根いのちをつなぐ支援活動助成申請書（様式１）

　ｲ）定款もしくは会則

　ｳ）令和２年度活動実績を記載した書面

　※令和2年度共同募金助成申請書を提出した団体は、ｲ）及び ｳ) の提出を省略できます。

(3) 提出先

　　社会福祉法人和歌山県共同募金会

　　〒640-8319　和歌山市手平２丁目１番２号

　　　　　　　　 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛７階

8．審査機関及び助成の決定

　　審査は、実施主体において行います。

9．助成決定事業の変更

　　助成決定を受けた団体は、助成事業に変更がある場合は直ちに和歌山県共同募金会に通知して下さい。

10．完了報告

　　助成決定を受けた事業が終了したときは、直ちに次の書類を整え完了報告を行うものとします。

　ｱ）共同募金支援活動助成事業完了報告書（様式２）

　ｲ）共同募金助成金交付請求書（様式３）

　ｳ）活動報告書（様式４）

　ｴ）活動写真、領収書の写しほか

11．助成額の決定及び支払

　　完了報告の提出を受けた後、内容を審査し当該団体への助成額の決定を行います。

　　完了報告は、事業終了後１カ月以内に提出すること。

　　助成金の支払は、助成額決定後30日以内に団体の口座に振り込みます。（個人名義の口座は不可）

12．スケジュール（助成金決定後）

　令和４年３月31日(木)　助成事業終了期限

　令和４年４月上旬　　　 完了報告書提出期限

13．助成要項の変更

　　助成要項を変更した場合は、直ちに和歌山県共同募金会のホームページに掲載して公表します。